

年度決算剰余金といたしましては一億七千四百六十九万五千円出ておりますが、
このうち繰越明許の分が五千八百三十三万一千円でございます。したがいまして、
実質的な繰越金は一億一千六百二十万四千円でございます。このうち当初
予算に三千万円計上してございますので、今回はその差額が八千六百二十万
四千円を計上した次第でございます。

諸収入として三十五万二千円。これは商工会館の光熱水費の商工会負担
分でございます。

歳入合わせまして三億二千三百九十九万八千円でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

議会費の六十二万六千円は人件費の計上でございます。

総務費におきましては二百八十九万五千円の計上でございます。この主
なものには市長室、応接室等の壁紙張りかえ百十八万円、それから退職手当
組合の負担金二百九十九万九千円、過誤納還付金八百万円、それに人件
費が六百六十五万一千円等でございます。

民生費におきましては一千三百九十四万六千円の計上でございするが、これは

今回新しく仮称シルバー人材センターがございする。これにより、運営費の簡
便金六十七万九千円、福祉会館の電気料百四十七万七千円、生活保護費
の国庫負担金の返還金百五十九万四千円、人件費は三百三十七万六千円に
なっております。

衛生費におきましては八千六百二十九万二千円の計上でございするが、この一
つはなものは地方交付税の清掃費の西多摩衛生組合に対する配分金八
千五百八千円でございます。その他ニッパ摩地域、廃棄物広域処分組合の
負担金二百二十九万九千円ございまして、人件費は百五十一万九千円の計上で
ございします。

次の労働費の七万円、農林水産業下費の三十一万円、商工費の二十万八千円
は、いずれも人件費でございます。

土木費におきましては九千七百八十八万三千円の計上でございするが、この
一番大きなものは仮称能川武蔵野地区広場の敷土備第二期工事分として
三千七百四十万円、仮称天神児童遊園の新設工事費として一千百六十
六万八千円、交通安全施設の工事として九百七十八万円、市道の改良工事

が二千三百五十万円等でございます。人件費は二百四十五万三千円が計上されております。

次に消防費におきましては二千八百十万円の計上でございます。これは第一分団の車庫の新築工事に百九十三万二千円、用地買収費に二千六百八十八万五千円、防火貯水槽築造工事に二百七十七万五千円でございます。

また、教育費におきましては五千六百四十四万七千円の計上でございます。小学校の電気料として五百四十万円、それから中学校の電気料として百九十二万円、給食センターガス代として二百二十万円、市民会館の電気料七百八十八万、図書館の電気代二百八十五万八千円、それから学習等供用施設の新築工事の追加分として一千百十萬三千円、同用地代として七百六十二万七千円等が主なものでございまして、人件費は八百十六万三千円でございます。

また予備費におきましては一千八百二十万一千円を追加をいたしまして、その総額を一億四千六百四十四万七千円としようとするものでございまして、歳出合わせまして三億二千三百九十九万八千円でございます。

慎重御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。

をいたしまして、内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(小林菊三君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十六番(貫井喜代次君) 各所管の委員会に付託されますので、私の担当の委員、会以外のことについて幾つか質問させていただきます。

セペーの歳入の市民税について伺います。

今回、市民税個人分について均等割り四百二十三万九千円、所得割りが三千四百四十七万六千円が補正となるわけでございますけれども、当初予算と今回補正を合わせると均等割り一千五百六十一万九千円、所得割りで十三億五千五百十一万七千円となると思います。そこで、そのうち当初予算で個人の市民税のうち均等割り、これが一千百三十七万円で、所得割りが十三億二千六十四万一千円で、これは前年比に対して一六・八％のアップだということを当初予算の説明のときに受けました。あほかに法人の均等割りとは法人税割りがありますけれども、今回、十三億七千七百六十六万六千円となった均等割りの四百二十三万九千円と所得割りの三千四百四十七万六千円について、普通徴収分の均等割りが幾らか、所得

割り額が幾らになっているか。それからまた特別徴収の均等割り額が幾らであつて所得割り額が幾らか。この内訳をわかつておると思ふので、その額をひとつ教へていただきたい。

そのことと、なお個人所得割りの算定の基礎となつたものから、今回計上しました三千四百四十六万六千円は、どれだけ何%を計上したか、何%。当初予算では九四%を見込んでいたというふうなことを所得割りで説明されておつたと思ひます。しかし、今回の補正では何%見ているのかどうか。

それからさらに今後最終予算までの個人分、法人分の見込みは幾らぐらいになるか。何か法人分はとも落ち込みではなからうかというふうなことも聞いておりますけれども、現時点でどれくらいを見込んでゐるか、ひとつお尋ねをいたします。

したがつて三つであります。均等割り、所得割りの普通徴収、特別徴収は幾らぐらいでどうなつたか。それから、これに対する算定の何%を見て計上したか。それから最終的には個人分、法人分の見込みはどれぐらいになるか。この見込みはどれぐらいになるかということをお尋ねするのは、当初予算のと

ちの説明で、税金増が六千万円ぐらいということと、たしか、私の聞き違ひかどうか、私のメモにはどうなつてゐるんですけれども、しかし、これが税率改正によるとさらにその当時の試算では一%ぐらいは伸びるんじゃないかというふうなことを説明しておかれたんじゃないかと思ひますが、こういう点を絡み合せて、この三点をひとつ質問します。

それから次に歳出の十二ページ、総務管理費の一般管理費の十一の需用費、先ほど市長室の壁の張りかえとかということでは百十八万円を計上したということですが、これについで少し細かく説明をしていただきたい。これは、この説明にもあるとおり、庁舎等諸修繕ということに、何か漠然とした説明のように思われることと、また当初予算で八十九万六千円が計上されている上に、補正として当初予算を上回る計上額について、どこを、何を、何ヶ所、どのように修理するについてか、その修繕内容を詳細にひとつ説明をしていただきたい。現在、この市長室の張りかえというふうなことをすべきけれども、補正予算の性格上から言つて、さうは台風が幾らか入つてゐるようだけれども、本年度、いままで台風等の被害等なかったことに

ついで、なぜこういう当初予算を上回る補正をしなければならなかったか。これは後ほどまた聞きますけれども、総計予算主義の原則と補正予算というものはどういうものであるかという点の上に立って、ひとつ回答をお願いしたいと思ひます。

それから次に二十六ページの教育費の学校給食費、学校給食費の給食センター建設費の工事請負について、この改築工事七百五十万一千円は当初予算の一億一千五百四十四万四千円を合せて一億一千九百四万一千円になるわけでありすけれども、その中で、特に外構工事三百九十八万円の補正額は、当初予算計上五百万円に対して、この補正は八〇%ぐらいの補正という大きな補正額になるわけです。当初どのような計画で三百九十八万円を積算計上したのか。今回、どのように補正せざるを得なくなったことの理由、納得のいく説明をお願いいたしたい。事業内容においてどのようなことになったのか、計画は変更したのか、計画が当初ずさんだったのか、当初計画においての積算の誤りだったのか、いろいろの原因があるんじゃないやろうかと思うので、この点ひとつ詳細な説明をお願いいたします。

以上三点について質問いたします。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）　まず歳入の市民税についてお答えを申し上げます。

均等割りにつきましては、御案内のとおり税法改正によりまして均等割り率が七百万円から一千万円になりましたので、それによります増額分でございます。普通徴収分として六百十八万八千円、この九七・三%を計上いたしまして、この差額が百七十三万五千円と、それから特別徴収分におきましては（「ふ」と均等割りが見えらで、その辺からいま一回聞きたい」と呼ぶ音あり）六百十八万八千円の九七・三%を見込んでございます。この分の差額は百七十三万五千円でございます。それから特別徴収分は九百六十三万八千円を見込んでおりまして、この九九・五%を見込んでおるわけでございます。この総額は九百五十八万九千円でございます。当初との差額は二百五十四万四千円、普通徴収分の百七十三万五千円と特別徴収分の二百五十四万四千円を合せてました四百二十三万九千円が今回計上したものでございます。

それから所得割りでございますけれども、普通徴収分が六億一千三百五十

万五千円、この九七・三%を見込んでございます。これでこの収入が五億九千六百九十四万円、それから特別徴収分については七億六千九百九十八万七千円、この九九・五%——七億五千八百七十七万七千円を見込んでございます。なお、補正、いわゆる当初におきましては五億六千九百八十八万二千円の九七・三%——五億五千四百四十二万七千円、それから特別徴収分では七億七千七百四十万の九九・五%——七億六千六百二十三万四千円でございますので、特別徴収分については八百四十七万七千円の減額と相なります。

それから今後の見込みですが、税金全体では大体、まだ余りけりきりしたことはつかんでおりませんが、六千万円程度の計上が可能ではないかというふうにもうえております。

それから市長室の壁の張りかえでございますが、雨の吹き込み等がございます。まして、非常に壁が割れたりして荒れております。市長室並びに応接室、それから助役室です。余り、床が床が床も見ればえがくくないものですか、この際、改修をしようとして計上したものでございまして、あの壁のすべて、張りかえ分でございます。

○教育委員会（内田和雄君） 仮称第一学校給食センターの補正でございますが、改築工事におきまして七百五十万一千円の補正をお願いしたわけですが、これは改築工事の計画より値上がり等があり、その他設計等によりまして、金属工事、二百五十万円、それから建具において三十万円、それからガラス工事において六十万円、あと内装七十五万円、それから幹線動力設備等六十万円、それから配水、換気等で二百六十五万六千円、これらの値上がり補正をお願いするということになってまいりました。また解体工事におきまして、当初百七十五万五千円を計上したわけですが、実質的に三百三十七万四千円かかりまして、これらの不足を合算しまして七百五十一万一千円となりました。

外構工事につきましては、学校の裏側にあります、ちやうど市道をはさへだ三角がございしますが、あららに自動車の車庫等をもつてございまして、学校の裏を広く使うということもあります。また建物自体がいまセンターよりも大きくありますので、やういふことになってございまして、外構工事におきまして、三百九十八万円の補正をお願いしたわけですが、内容としては舗装工事が百十五万円、あと倉庫、それから自動車を置き場、この自動車を置き場につきましては、今度配送の関係

でいまの自動車よりトン数の多い自動車によって配送をするというふうなことで、
現在、三小の裏に車庫があるわけですが、その車庫ではちよと入り切れま
せんで車庫を新設したいという。あと、裏は歩道があるわけですが、通学路で
ちよと三角点と交差のへいところに歩道があるわけですが、通学路で
子供が通うおりますので、そこはできるだけ残していくというふうなことで、その
辺の門やフェンス等の改良を考えております。それで外構工事として三百
九十八万円の補正をお願いしたいということです。

以上のようなことで、この補正に改築工事、外構工事、車庫新設工事等
をお願いしたものでございます。よろしくお願いいたします。

○十六番(貫井喜代次君) いま少しお尋ねします。

まず市民税の件ですけれども、いま説明によると普通徴収分の所得割
り額は九七・三%、均等割り九三・八%、それから特別徴収の均等割
りが九九・五%で、所得割りが九五%と、こういうふうなもので計上したとい
うことは間違ひありませんか、それに対して、間違ひなければ、それに対して少
し聞きたいことがあるんです。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 九七・三%と申し上げたと思
うんです。

○十六番(貫井喜代次君) 九七・三%は普通徴収でしよ。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 普通徴収は九九・五%です。特
徴

○十六番(貫井喜代次君) 特徴の均等割りを九九・五%と言ったでしよ。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 特別徴収の均等割りが九九・五
%、普通徴収の均等割りが九七・三%、それから普通徴収の所得割りが
九七・三%、特徴分の所得割りが九九・五%です。

○十六番(貫井喜代次君) そうですか。はい、それならよくわかりました。歳入に
ついては打ち切ります。

それでは歳出について、総務費の一般管理費の十二ページを議員の皆さんも
よく見てもらいますと、説明は、先ほど私が言いましたように片舎等諸修繕
料ということですが、しかし、ただいまの説明によれば壁の張りかえ分だと、これ
はさうすると説明に偽りありということになろうかと思ひます。それならその

ように、片舎どの張りかえと書くべきではないでしょうか。片舎等諸修繕といつたつて、これはもう二以上の関係が、等は幾つになるかわかりませへけれども、諸も幾つになるかわかりませんけれども、こういう書き方は惑わすことになるし、ごまかしの一つの原因になるんじゃないかと思うんです。片舎なら片舎の市長室なら市長室の張りかえ分というふうなことで、したがって、私は先ほど申し上げたように、総計予算の原則の第二百十条から補正予算はいかにあるべきかと、第二百十八条、これを前提として説明を願いたいということを申し上げておるわけです。当然、台風でも来たり何らかしてやむを得ずやらなければならぬというものは、これは補正でやっても、これは当初予算の倍額、かかるのが直ぐなけりやならないところは直すべきであるけれども、それなら、私に言われてれば、不急不要な経費ではないかと思うんです。補正予算で計上すべき性格のものでないということと私は言いたいんです。なぜ当初予算でこういうふうなものも、このくらいの額は当初予算の予算費を見てもあるわけですよ。少しずさんじゃないかということと私は指摘したかったんです。壁の張りかえなら張りかえと、はっきり、それならまたその説明で納得もいくけれども、

こういうごまかすような説明でこへ載せるといふことはもつてのほかだと思つて、総計予算主義の原則も、私が言うまでもなく十分もう職員は知っていると思つて、また補正予算はこういうものが補正予算に計上すべきであるかといふことは第二百十八条にちゃんと本文で決まつてゐる。そういうようなことを念頭に置いて、ただそこに出たものを安易に——私に言わせれば安易だと思つて、安易に計上するといふようなことは、予算の原則から言つて、まことにどうも好ましくないといふふうに、私は指摘します。

それから学校給食センターの工事ですけれども、さつき、計画は変更したものが、計画のずさんであったのかといふふうな、あるいは積算の誤りだったのかといふふうなことを私は申し上げておいたんですけれども、この車庫や何かの問題について当初予算でこういうふうなものが計画になかったへじゃないんですか。ないからこそ、こういうふうな当初予算に対するハの%も補正予算をせざるを得なくなつたといふことだと思つて、この点について一回総務管理費の問題と学校給食センターの工事の予算、補正予算計上の考え方が那邊にあるのかをひとつお尋ねします。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 市長室の張りかえ工事でございますが、名称について片倉等諸修繕料というふうにしたというのは、別に特にございませうというふうな意図はございません。これは当初予算でこういう項目がございしたので、そこにこういう名前前で計上したということでございます。したがって、私は提案理由の中では、きりと市長室、応接室等の修繕といふふうに申し上げてございます。

それから取急ぎ性があるかどうか、これは多少論議もあるところだろうと思いますが、私、なめまして大変見苦しいように感じましたので、この際、修繕をしようというふうに考えたいわけでございます。

○十六番（貫井喜代次君） 議長、いまここでやっているうちに、いま一回いそのことを先に聞いておきます。時間がもったいないから……。

まことに結構な説明のようですね、当初予算でこういうふうな説明で計上しておいたからと、これは当初予算じゃないんです。補正予算です。補正そのものずばりでここに説明している。当初予算がそういうふうには書いてあったらそれとあり進めたと、補正と当初予算とでどういう関係

係のものがあるかということは私が言わねえともわかるわけです。当初予算がこう書いてあったから今度は壁エやるのにそれとあり書いたと、そんな説明、回答の仕方はないと思う。そのことについていって、それでいいのが、悪いのが。私は、これはやういうふうなことだったら片倉の市長室並びに助役室なら、助役室の壁エ張りかえ修繕料というふうに、これは議決事項じゃないから、説明のあれですから訂正する必要があると思うが、訂正するか、しないか。○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 多少、書き方に問題があったのかなというふうな気はいたします。

御指摘のようにな当初予算とこれは補正予算は違うものですから、これは市長室、応接室というふうには、かり書けばなお明確だったと思いましたが、たまたま当初予算でこういうふうな書き方をしておいたもので、それをそのまゝ踏襲をして計上したということでございます。特に大意はいいわけではございません。ただ、これを修正するかどうかについては、なお総務委員会等でご検討いたします。

○十六番（貫井喜代次君） まだ回数に入れないでくれな。まだ、らうと。

議七十三
議七十四
議七十五
議七十六
議七十七
議七十八
議七十九
議八十
議八十一
議八十二

市長選付分
二十字
六行
削除

大体、いまの説明も誤り、少しとかというふうなあいまいなことを言うけれども、はっきりこれは補正であればというふうな書き方じゃなかったということと言うべきだと思います。総務委員会でするべきじゃなくて、さうは本会議をやっている人ですから……。それだったら今度はあれしますよ。委員会付託になったときにこれをどういうふうにするかということまでやりますよ。本会議人ですから、委員会でも、総務委員会でするということじゃなく、当初、私が言ったとおり私の所管じゃないものについて私は質問するんだと。そんな説明や回答の方法はない。（即決するかかわらないんだから）暫時休憩」と呼ぶ音あり

○議長（小林菊三君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十九分 休憩

午後二時十八分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、企画財政部長上野重勝君より発言の申し出がありますので、

これを許します。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 大変失礼を申し上げました。

先ほどの発言の中で適切でない部分がございましたので、取り消しを願いたいと思います。

先ほど、総務委員会におき訂正ということは適切でありまして、発言の取り消しをいたしましたと思います。

それから十二ページの「庁舎等諸修繕料」につきましては表現の方法が不明確でございますので、これを「市長室等修繕料」というふうに訂正を願いたいと思います。

○議長（小林菊三君） ただいま発言のとおり貫井議員の質問に対する答弁中の「総務委員会云々」という部分については、削除することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ音あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認め、削除することに決定いたしました。

次に予算書中の「庁舎等諸修繕料」とあるのを「市長室等修繕料」と訂正することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認め、さう決定いたしました。

○教育次長(内田和雄君) 飯林第一学校給食センター建設費の補正でございますが、改築工事につきましては増額等の改正でございます。あと外構工事につきましては当初物置きを設置、それから自動車車庫等につきましては中に置く予定でございました。しかし、建設に当たりましての学校側との協議の中で、もう少し裏を広く欲しいというふうなこともございまして、裏の三角地点に車庫を新設するというふうなことで、一部変更によります補正でございます。よろしくお願いたします。

○十六番(貫井喜代次君) さういふことを言うように私は質問しておいたんですけれども、最後までどうも余りはっきりした説明がないので、大分時間を食ってしまいました。

当初いろいろの資料を参考的に法的関係から修繕の関係等についても、先ほど申し上げたように、計画は変更したのかどうかというふうなことで申し上げて質問したのにかかわらず、一向にさういふふうなことが出ないので、さういふふ

うに長引いてしまいました。ただいまの説明によって了解いたしました。ありがとうございます。

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水惣八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十九号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水惣八君から、本会には総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第七十九号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。